

那霸市教育委員会会議録

令和2年度（2020年度）第21回（定例会）

署名人 喜屋武裕江

田端一正
教育長

開催日時 令和3年（2021年）3月10日（水） 開会 午後2時00分
閉会 午後3時11分

開催場所 那霸市役所11階 1101A・B会議室

出席者

〔教育長・教育委員〕

田端一正教育長、本仲範男委員、喜屋武裕江委員、平良浩委員、仲本千佳子委員

〔事務局職員〕

【生涯学習部】山内健部長、田端睦子副部長

（総務課）仲程直毅課長、平良美夏副参事、松田信男副参事、安座間蘭主査、平安真希子主査

（生涯学習課）平良尚子課長、稻森恵子主幹、池原恭子主査

【学校教育部】武富剛部長、森田浩次副部長

（学校教育課）佐久田悟課長、島袋元治副参事、新垣朝成管理主事、富山嘉仁主事

議事日程 ※議事日程1から9まで非公開案件。ただし、議事日程1は委員委嘱後に公開。

- 1 議案第35号 那霸市社会教育委員の委嘱について【生涯学習課】
- 2 報告1 職員人事（指導主事採用）に関する教育長の専決について【総務課】
- 3 議案第36号 職員人事（指導主事管理職退職）について【総務課】
- 4 報告2 職員人事（採用）に関する教育長の専決について【総務課】
- 5 議案第37号 職員人事（管理職定期異動）について【総務課】
- 6 報告3 職員人事（退職）に関する教育長の専決について【総務課】
- 7 報告4 教育長が臨時代理したことについて【学校教育課】

※教職員（管理職）の異動について内申

- 8 報告5 教育長が臨時代理したことについて【学校教育課】
※教職員（指導主事）の任免について内申
- 9 報告6 教育長が専決したことについて【学校教育課】
※教職員の任免について内申
- 10 議案第38号 那覇市立小学校及び中学校職員服務規程の一部を改正する訓令について【学校教育課】
- 11 議案第39号 第3次那覇市教育振興基本計画について【総務課】

会議録作成（総務課）松井都矢子主査

田端教育長 ハイサイ それでは令和2年度第21回教育委員会会議(定例会)を開催いたします。本日の会議録署名は喜屋武委員にお願いしたいと思います。よろしくお願ひします。まず初めに会議の非公開について、委員の議決を諮りたいと思います。議案第35号は個人に関する情報が含まれ当該個人が特定されるため、非公開とすることが適当であると思われます。又、議案第36号と37号及び報告1から6までは人事案件のため、非公開とすることが適当であると思われます。但し、議案第35号の会議録は委員の委嘱後に公開したいと思います。では議案第35号から37号、報告1から6まで、非公開としてよろしいでしょうか。

全員 異議なし。

田端教育長 ありがとうございます。では非公開といたします。関係者以外は退席をお願いしたいと思います。

～ 非公開 ～

田端教育長 では議案第35号「那覇市社会教育委員の委嘱について」を議題といたします。山内生涯学習部長、お願ひします。

山内部長 議案第35号「那覇市社会教育委員の委嘱について」、那覇市社会教育委員を別紙のとおり委嘱する。令和3年3月10日提出。教育長 田端 一正。提案理由でございます。那覇市社会教育委員の任期満了により社会教育法第15条第2項の規定及び那覇市社会教育委員に関する条例第3条及び第5条の規定に基づき委員を委嘱するので、これを提出する。説明は生涯学習課が行います。

田端教育長 平良生涯学習課長、お願ひします。

平良課長 2ページのほうに、今回、委嘱する2人のお名前を名簿として挙げております。お手元の資料の2ページのほうをお開きください。今回、令和3年4月30日付を持ちまして、ワインフィールド ひろみさん、それから後藤、岳二さんの2人が任期満了で、今回で任期が終わります。このワインフィールド ひろみさんと、それから後藤 岳二さんの後任といたしまして、6ページのほうに戻りますけれども、金城 佑佐さん、公的区分が家庭教育の向上に資する活動を行う者、所属が、社会福祉法人立那覇市園長会の会長、現在、千草福祉会あやめ保育園の園長であります。この方が新規ということで、今回、委嘱を予定しております。それともうひと方、後藤 岳二さんという方ですけれども、学校教育関係者ということで、今回再任ということで2期目になります。那覇市立大名小学校の前校長先生でございまして、令和2年3月に退職をされています。現在、教育委員のほうは13人いらっしゃるんですけども、13人のうちの2人、今回、新しく代わるのは1人で、もう1人は再任すけれども、今回、この2人を委嘱するということで、この案を提出しております。よろしくお願ひいたします。

田端教育長 ありがとうございました。それでは只今の件について、ご意見、ご質問等、お願ひしたいと思います。如何でしょうか。大丈夫ですか。では議案第35号「那覇市社会

教育委員の委嘱について」は、議案のとおり決定してよろしいでしょうか。

全員 異議なし。

田端教育長 ありがとうございます。議案第35号「那覇市社会教育委員の委嘱について」は、議決いたしました。ありがとうございました。

～ 非公開～

田端教育長 非公開を解きたいと思います。では議案第38号「那覇市立小学校及び中学校職員服務規程の一部を改正する訓令について」を議題といたします。武富学校教育部長、お願ひします。

武富部長 議案第38号「那覇市立小学校及び中学校職員服務規程の一部を改正する訓令について」、那覇市立小学校及び中学校職員服務規定の一部改正する訓令を別紙のとおり制定する。令和3年3月10日提出。教育長 田端 一正。提案理由 那覇市立学校に勤務する会計年度任用職員を本規程の職員の定義を含め、会計年度任用職員の兼職（兼業）及び各種ハラスメントの禁止について定めるため、この案を提出する。詳細につきましては、学校教育課が行います。

田端教育長 島袋学校教育課副参事、お願ひします。

島袋副参事 では1ページをご覧ください。訓令の改正前と改正後のものになっています。まず1ページ目の第2条、学校に勤務する会計年度任用職員の服務規程も本来ならば、この規定に定める必要がありますが、その規定の定義から漏れていたので、今回、定義を改正いたします。まず改正後のほうで、職員については、地方公務員法第4条第1項の職員のうち、那覇市立の小学校及び中学校に勤務する者ということで、大きく職員の網をかぶせます。そして第2項において、県費負担教職員については市町村立学校職員給与負担法第1条に規定する者、第3号で市費負担職員は、その県費負担職員を除く者というふうな構成にしております。そして第5条、第5条は新たにハラスメントの禁止規定を設けるものです。第5条第1項におきまして、セクシャルハラスメントをしてはならない。第2項において、職員はパワーハラスメントしてはならない。そして第3項において、職員は妊娠、出産、育児、又は介護に関するハラスメントをしてはならないという項目を追加しました。

それから次の改正後の第19条。地方公務員法(昭和25年法律第261号)というものは、先程の第2条で、既に表示されているので、ここでは表示不用ということで、表示を外しております。そして新第39条、こちらのほうは、兼職及び他の事業等への従事等ですが、こちらのほうも会計年度任用職員の規定が漏れていたので、第2項で追加しています。旧法においては、改正前には、教育公務員特例法と地方公務員法、2つの規定を1つの、若しくはとかですね。文言でまとめていましたが、今回、新たに第39条においては、パートタイム会計職員を除くとか、文言が増えるので、教育公務員特例法と地方公務員法を2つに分けて表示しております。そして第2項では、新たにパートタイム

職員については、教育に関する他の職を兼ね、若しくは教育に関する他の事業若しくは事務に従事しようとするとき、又は営利企業への従事等をしようとするときは、その従事する時間、従事する業務の内容等について、あらかじめ届け出なければならないという部分を追加しております。以上で改正の内容の説明を終わります。

田端教育長 ありがとうございます。只今の件について、ご意見、ご質問ありますでしょうか。
仲本委員、どうぞ。

仲本委員 第39条の2項になりますが、パートタイム職員の申告、あらかじめ届け出しないといけない内容ですが、学校に勤めていることで、いくらかの情報を得ることが出来るので、ほかの教育関係の仕事の場合、何らかの、情報が漏れることとか何か、そういう利害関係というのが心配されてのことですか。

田端教育長 島袋副参事、どうぞ。

島袋副参事 主に、職員の健康、いわゆる労働時間の総管理というのを含めております。パートタイムですので、勤務する時間、学校で勤務する時間は短いかも知れませんが、合計すると、8時間、9時間、10時間になると困るので、そういったことで健康管理とあと業務内容ですね。今、仲本委員がおっしゃったように、そういう業務内容をある程度熟知しておりますので。

田端教育長 よろしいでしょうか。ほかにありますでしょうか。本仲委員、どうぞ。

本仲委員 仲本委員の質問と、関連するのですが。この第39条第2項パートタイム職員は、最後の方で業務の内容について、改めて届け出なければならないとありますよね。誰に。教育長ですか。

島袋副参事 そうですね。教育長ですね。

本仲委員 1項にはあるけれど、2項には誰にとないものだから。誰に提出するのかなと思いますね。要するに、兼業とか兼務とか、そういうものは教育長に提出ですよね。

島袋副参事 そうですね。教育長に提出です。

本仲委員 例えば、自分が本人だった場合、誰に提出するだろうと。校長に聞くと思うが。はい、分かりました。

田端教育長 よろしいでしょうか。

山内部長 これについては法規とか確認し、文言を事務局に任せさせていただいて、次に、教育長に承認を得るということになると思います。

田端教育長 調整は済みということですよね。ほかにありますでしょうか。これらの兼職兼業、それからいろいろなハラスメント等に対する制限・禁止については、網羅していると考えてよろしいですね。それらを職員服務規程で規定するという形で、職務に専念していただくというための規定ということで理解していいんですね。よろしいでしょうか。議決したいと思います。それでは議案第38号「那覇市立小学校及び中学校職員服務規程の一部を改正する訓令について」は、議案のとおり決定してよろしいでしょうか。

- 全員 異議なし。
- 田端教育長 ありがとうございます。議案第38号「那覇市立小学校及び中学校職員服務規程の一部を改正する訓令について」は、議決いたしました。ありがとうございました。
- 続きまして議案第39号「第3次那覇市教育振興基本計画について」を議題といたします。山内生涯学習部長、お願いします。
- 山内部長 議案第39号「第3次那覇市教育振興基本計画について」、第3次那覇市教育振興基本計画を別紙のとおり決定する。令和3年3月10日提出。教育長 田端 一正。提案理由 第3次那覇市教育振興基本計画を決定したので、この案を提出する。内容は総務課から行います。
- 田端教育長 仲程総務課長、お願いします。
- 仲程課長 内容に入ります前に、私の方から経過だけご説明いたします。第3次那覇市教育振興基本計画について、これまで教育委員会会議が3回、議論がされて11月11日の教育委員会会議で素案として決定を受けました。その後、11月25日の総合教育会議、それから12月14日には教育福祉常任委員会の勉強会を行い、12月25日から1月29日迄はパブリックコメントということで市民意見を募集いたしました。その決定に、手続きを踏みながら、これまで修正、幾つかの修正を加えて参りました。第3次教育振興基本計画の内容、今回、素案を出しましたので、今日の教育委員会会議に於きまして議案として提出をいたしました。修正追加については、担当より説明をいたします。
- 田端教育長 平良主査、お願いします。
- 平良主査 今、仲程総務課長から説明がありました中で、12月14日の勉強会の内容から報告して行きたいと思います。12月14日に教育福祉常任委員会で計画素案の内容を、委員の皆さんに説明いたしました。委員から質問は3件ございました。まず計画の中に、子どもの権利条約についての記述はあるかという質問がありました。子どもの権利条約については、今回の計画の中では特に触れていませんので、本計画の中では入れていませんという旨説明いたしました。
- 続きまして、計画の中身は第2次と比べてどう変わったのか、特にどこに力を入れて、どこを強調したのかという質問がありました。これに関しては、はじめにですとか、脚注等の追加など構成上の変更点のほか、計画の中身については追加した部分、又、拡充した部分を中心に説明いたしました。そして3件目ですね。児童生徒数の推移から学校の適正配置数についても、計画の中で議論されたのかと言う質問がありました。学校の適正配置につきましては、一旦、終了しており、今回の計画の策定において、特にそういったことは反映させていない旨を説明しております。以上、3件の質問、いずれも計画の本文に修正を加えるものではありませんでしたので、勉強会での質問を受けて修正したという部分はございません。
- 続いてパブリックコメントについて、説明いたします。那覇市では総合計画のように、

市の基本政策を決める計画のほか、個別行政分野の大きな方針を決める基本計画についても、策定にあたってはパブリックコメントを実施することになっています。それで1月25日から1月29日までの約1ヶ月間、第3次那覇市教育振興基本計画の素案に対して、市民意見を募集いたしました。那覇市民の友やホームページなどで呼び掛けたところ、市民お一人からですね。5件の意見が提出されました。意見に対してそれぞれ計画内の該当箇所を担当した課に原稿を作成していただきまして、その後、担当課と調整しながら回答案を作成いたしました。意見のその回答案につきましては、こちらのA4の横の資料にまとめております。まず意見のNO1からですね。意見のNO1につきましては、指標に設定している就学援助の申請率を沖縄県の子どもの貧困率と合わせるべきではないかとの意見です。これについては就学援助の申請率と沖縄県の子どもの貧困率というのは、全く別の数値ですので、又、ご意見をいただきました施策における具体的な取り組みは、就学援助制度の周知の促進としていることから、その施策の進捗状況を図る目標値に、就学援助の申請率を設定した旨を回答いたします。

続いてNO2の「個性を認める教育」と「めざすこども像」では、矛盾があるのではないかとの意見です。こちらの「めざすこども像」と言うのは、各学校で定めている教育目標を分かりやすく表したものであって、こどもたちの個性を大事にしながら育んでいくことには矛盾はありません。只、修正前は、教育目標やめざすこども像を共有し、とまったく別のような捉え方をされてしまうような書き方になっていましたので、各学校で定めた教育目標等を共有しというふうに文言を修正いたします。NO3の保幼小連絡協議会が年2回では少なすぎるとの意見に対しましては、実際には研修会や連絡協議会の他にも職員の教育参観や児童参観、情報交換といった連携が、実際には行われているということを回答いたします。只、このご意見をいただいた特注部分について、修正前の表記が年に2回、研修会と連絡協議会を開催しているという表記になっておりましたので、通常の読み方だと研修会と協議会を合わせて2回というふうに読めてしまいますので、実際の回数である、研修会は年に2回、連絡協議会は年1回との内容に修正いたします。

NO4の不登校の子ども達が集まって勉強できる施設はあるかとの意見に対しましては、この意見の中にあります「ひかりのまなびや」をという施設について調べてみたところ、正式な名称は若干異なっていたのですが、吹田市の自立支援教室のことでした。そのため、回答では那覇市の自立支援教室、特に学習支援については、学習支援室でんぱうで行っている旨を回答いたします。

そして最後、NO5の喫煙指導に経済的損失という視点が必要ではないかとの意見につきましては、喫煙に関しては、学習指導要領の保健指導内容に定められているため、各学校では健康への影響について、授業を行っている旨を回答いたします。5件の意見のうち、NO2とNO3については、いずれも脚注部分でございますが、記述の分かり

にくい、又は誤った記述となっていた部分であることから、計画に修正を加えています。それ以外のNO1、そしてNO4、NO5の3件のご意見につきましては、考え方を示して、特に、計画に修正を加えていません。尚、パブリックコメントに対する考え方については、本日、教育委員の皆さまからのご意見をいただいた後に、後日、ホームページで回答を公開する予定です。

それでは12月15日の勉強会以降の修正点が追加した点を確認いたします。教育委員の皆さまに資料を発送した後に、追加修正がございましたので、今回、教育委員の皆さまには、右上に「当日差し替え」と書いた資料を新たにお配りしております。3月5日時点の資料が最終の資料となります。それでは修正箇所を一覧表と併せて計画冊子をご覧ください。修正箇所を幾つかご説明いたします。尚、修正箇所については、マーカーを入れています。まず一番大きな部分については表紙を作成いたしました。各課から写真を募集しまして、子どもたちの写真を中心に使っていきます。只、個人情報の関係もあって、写真によっては、できるだけ顔が分からないようにしてほしいという要望のある写真もありましたので、顔が分からないようにしつつ場の雰囲気が伝わる写真を選びました。そして表紙の裏面に、それぞれの写真の説明を入れています。左上の写真が「やる気・元気旗頭フェスタinなは」、そして右上の写真が「森の家みんみん」での自然体験学習、右の真ん中の写真が「泊小学校のタブレットを使用した授業風景」、そして右下は「ドッヂボール大会」、そして左下は「放課後子ども教室」の写真を使っていきます。

続いて計画の中身の修正部分です。こちらは一覧表でいうとNO3の部分です。計画書の21ページになります。計画書の21ページの「小中一貫教育の脚注」部分ですね。これは各学校が定めた教育目標等にマーカーを入れています。先程のパブリックコメントで修正を加えた所になります。同じくパブリックコメントで修正を加えた箇所が一覧表のNO6、計画書では24ページになります。24ページの一番下の脚注部分、保幼こ小連絡協議会の脚注部分が、こちらもパブリックコメントの指摘を受けて修正した箇所になります。同じく計画書の24ページ、一覧表のNO5になりますが、(3)の「個に応じた支援の充実」、こちらの①の部分ですね。「学習支援員や退職等の学校教育支援ボランティア等」にマーカーを引いております。こちらにつきましては、修正前の文言は「退職教員の学校教育支援ボランティア団体や大学生の学習支援ボランティアを活用し」という、ボランティアを前面に出した文言にしていたのですが、学習支援員の配置につきましては、退職教員等のボランティアでの学習支援と学習支援員として委嘱して実施しているものがありますので、学習支援としてのウェイトの大きい学習支援員を前に持ってきて、その後にボランティアによる学習支援というふうに記述を修正しております。

続いて一覧表のNO10、計画書では27ページになります。27ページの下の方の

修正箇所ですね。性の多様性に配慮しという部分になります。こちらは、修正前は性的マイノリティに配慮しという表現を使っていました。これを性の多様性に配慮しに修正しています。これは令和元年度からスタートしている第4次那覇市男女共同参画計画の、学校教育課の取り組みの部分の記述と内容を合わせています。

続いて一覧表のNO11、計画書の28ページです。こちらの①と③、そして④の修正につきましては、教育相談課で実施している不登校対策や自立支援教室等の部分です。修正前は適応指導ですか、自ら律するという意味の自律と言う表現を含んでいたのですが、現在、不登校や登校しぶりのある児童生徒への対応は、登校出来るようになるという結果を求めるのではなくて、児童生徒が社会に自立することを目指す必要があるため、こうした適応指導等の表現を削っています。

そして、その下の⑦、生徒指導主事連絡協議会につきましては、こちらは新たに追加したとおりであります。これは一覧表のNO12になります。

続いて一覧表のNO16、計画書の40ページをお開きください。こちらは指標の修正でございます。小規模学校給食センターの数を指標としておりましたが、修正前は令和元年度と令和4年度は、それぞれ12施設、令和元年度は14施設としておりましたが、この数字の中に真和志・小禄・首里の3つの大規模学校給食センターの数も含めてカウントしていましたので、指標である小規模学校給食センターのみの数に修正しております。

最後に一覧表のNO19、計画書の52ページです。こちらは教育委員の皆さんに資料を送付した後に修正した箇所になります。脚注部分に那覇市運動部活動等の在り方に関する方針の脚注部分ですが、中学校、小学校、それぞれの後ろに段階という言葉を追加いたします。これは実際に同方針で使っている表現に合わせるもので、一覧表にある修正箇所以外にも、誤字等の軽微な修正が何箇所かありますが、主な修正追加箇所については、以上となります。説明については以上です。

田端教育長 ありがとうございました。今日で、教育委員会での、第3次那覇市教育振興基本計画についての協議は、3回目、4回目ですか。

平良主査 素案の決定も入れると、4回目になります。

田端教育長 4回目ということでありますので、又、教育委員の皆さんのご協力を得て、色々、修正を加えてきましたけれども、パブリックコメント等も踏まえての、本日の協議となっていますので、よろしくお願ひしたいと思います。如何でしょうか。事務局で、何か、追加説明がありますか。大丈夫ですか。どうぞ。

平良主査 先日、教育委員会会議に諮る前に、局議という、教育長と両部長を集めた会議の中で、この内容で教育委員会会議に議案として提出してよろしいかということで諮りました。その時に、教育長から意見がありまして、生活リズムに関する指標部分ですね。生活リズムに関する指標については、教育委員会だけで頑張っても、どうしても達成できるもの

ではありませんので、これも P T A 連合会ですか、 P T A にも周知していく必要があるのではないかということで、事前に事務局を通して、市P連の会長には今回第3次那覇市教育振興基本計画ではこの指標で行く予定ですと、事務局を通して市P連の会長には伝えています。それに対しては、特に、こうしてほしいと言うような意見等はなくて、分かりましたと言うことで、返事はいただいているのですが、今後、学推とか、 P T A とか一緒に行う中で、こういった数値を掲げていることを周知していく必要はあるのかなと思っています。

田端教育長 ありがとうございます。そういう形で、今、34ページの生活リズム確立の推進の所の、起床と朝ご飯摂取の件ですけれども、保護者の協力の基に指標を開示するということですので、一応、 P T A 連合会に対して、この様な形で行きますよということで、一応、お知らせをして行くということあります。朝6時半迄に起きるためには、早目に寝ないといけないということにもつながって行きますので、今後も、ご協力を得ながら、令和7年度迄には、小学校の50%、中学校40%が6時半迄に起きるというような形を目指したい。早く起きたら9割の子ども達が朝ごはんも食べるでしょうし、中学校は8割5分という形で。そういう生活リズムを目指して行きたいということで、必要な手続きを取ってもらったということあります。本仲委員、どうぞ。

本仲委員 前にも、これ発言したけれど、何故、6時半なのかということをもう少し分かりやすく。今後でいいですから、何故6時半起床なのか、何故9時間の睡眠が必要なのか、特に小学生は。もう少し明記をしてもらって。 P T A の皆さんも協力できるような形で示してもらいたい。

田端教育長 武富学校教育部長、何か、その辺については、武富学校教育部長、お願ひします。

武富部長 P T A 連合会の事務局長に、次の日に、役員会があるということで、こういった資料をお示ししますということで、ご意見を伺いました。先程あったように、ご意見ありませんということだったんですけども、理由等も含めて確認して行きたいというふうに考えています。

田端教育長 特に、小中学生は発育途上にありますので、そういうことは、大変、重要なことだと思います。意識化して進めて行くことが大事な部分ですよね。保護者と共に進めて、行ける5年間であってほしいなと思います。ほかにありませんでしょうか。オレンジのマークしてあるところが変更点であります。併せて表紙の次のページには、教育委員会、私も含めて皆様方の6人ではじめの言葉もあります。前回はなかったですね。大丈夫でしょうか。本日がスケジュール的には最終ということになる訳ですよね。この教育委員会議で議決をいただきました向こう5年間の教育振興基本計画が出来上がるということですけれども、よろしいでしょうか。ご意見等、大丈夫でしょうか。それでは議決をしてよろしいですか。それでは議案第39号「第3次那覇市教育振興基本計画について」は、議案のとおり決定してよろしいでしょうか。

全員 異議なし。

田端教育長 ありがとうございます。議案第39号「第3次那覇市教育振興基本計画について」は、議決いたしました。大変、ありがとうございました。

以上を持ちまして、令和2年度第21回教育委員会会議(定例会)を終了いたします。
ありがとうございました。

案件の審議結果

議案第35号	那覇市社会教育委員の委嘱について	原案どおり可決
議案第36号	職員人事（指導主事管理職退職）について	原案どおり可決
議案第37号	職員人事（管理職定期異動）について	原案どおり可決
報告4	教育長が臨時代理したことについて	承認
報告5	教育長が臨時代理したことについて	承認
議案第38号	那覇市立小学校及び中学校職員服務規程の一部を改正する訓令について	原案どおり可決
議案第39号	第3次那覇市教育振興基本計画について	原案どおり可決